

資料 7

平成 28 年度

事業計画・収支予算（案）

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

百 道 寮

1. 平成28年度事業計画について

(1) 事業概況

現在、母子生活支援施設を取り巻く環境は大きく変化し、運営面でもDV被害者等への対応において地方自治体間の格差が生じ、また指定管理者制度の導入により、利用者への支援やケアの質を維持できない問題が生じている。

さらに社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待対策等、子どもの抱える背景の多様化の中で大きな転換期を迎えており、社会的養護体制の拡充は緊急の課題であると言える。この様な事からも今後、より重篤で困難な課題を抱えた利用者の増加が懸念される。

母子生活支援施設の特徴でもある家族関係の再構築機能は、他の社会的養護施設よりも適しており、それらの特徴を活かし「社会的養護」から自立に向けた「家庭的養護」への移行等、更なる施設機能の充実と向上を目指し、母と子の権利と尊厳を擁護し、安心・安全な環境の中で安定した生活の営みを形成する事を目指すとともに、関係機関や団体とネットワークを形成し、住み良い地域社会作りの促進に努める。

これらを踏まえ、母子生活支援施設における支援は、母親と子どもの最善の利益を保障し、暴力や貧困などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母子それぞれが自分の意思で課題と向き合っ解決できるよう支え、自立への歩みを共に寄り添い支援するため、職員の支援力と資質向上を図る取り組みを進めるために次に掲げる事業の展開に努める。

① 事業活動について

ア 管理運営について

(ア) 福岡市運営費補助金、施設機能強化推進費等の交付を受け、各種の研修会に参加し処遇技術の習得に努めるとともに、「社会福祉法」等の施行に伴う諸課題や関係制度への対応、並びに母子生活支援施設を取り巻く諸問題についての課題整理を行い、時代のニーズにあったサービス提供のため職員の専門性ならびに人間性の向上といった職員の意識改革に努める。

(イ) 自立支援計画には利用者である母子が当事者として参画し、その支援にあたっては、利用者の意向・計画を尊重し継続性を持って支援を図る事が求められている。

また、家族機能を支える施設の機能充実のため、母と子それぞれに担当制を導入すると共に担当者とは別にサービス提供責任者を配置し、「ファミリーケースワーク」の観点から、きめ細やかな支援と切れ目のない支援、事態が深刻になる前に未然に防げるよう積極的アプローチを心掛け、母と子の自立に向けた考えを尊重しながら、利用者への支援強化を図る。

(ウ) 福岡市緊急一時保護事業については、緊急避難的要素を持った母子世帯の利用は依然として多い。

また、近年では介護者による虐待からの避難のため、緊急一時保護を利用する高齢女性の単身利用も増加傾向にある。以上のように、緊急一時保護事業のニーズは年々増してきており、今後も福岡市と連携し緊急一時保護事業の継続に努める。

(エ) 施設内外における事故・災害等を含む様々な問題への迅速かつ適正な対応を図るため、その防止策や課題解決に向けたリスクマネジメントの推進をすすめる。

(オ) 平成28年度に、第三者評価受審を実施するとともに、自己点検・苦情解決制度を充実させ、利用者から信頼される施設運営を推進していくと共に、地域の福祉ニーズを把握し、施設が有する機能を積極的に提供・開放する取り組みを行っていく。

イ 利用者を対象とした支援について

(ア) 利用者の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援するために、利用者との信頼関係の構築を目指し、利用者の情緒の安定を図るとともに、利用者それぞれの自立への考えを大切にしながら、生活スキル・生活の質の向上を目指し、家庭生活支援の徹底を図る。

また知的障がいや精神障がい等心身に障がいを持った利用者の支援には職員の専門性の向上と専門機関との連携が不可欠なため、関係者会議等を開催し支援の充実に一層の努力を払う。

(イ) 児童個々の権利・立場を尊重し、問題の早期発見に努めるとともに、母親及び学校・職員との指導の一元化を目指し、定期的な学校との連絡会等を開催する。特別に支援を要する児童においては、三者の連絡を密にする事で効果的な指導の展開を図りながら、母子の心理的背景も考慮し、多角的な視点で問題に取り組む。

(ウ) 児童個々の能力に応じた学習目標を設定し継続的な学習支援を実施する事により基礎学力の向上及び定着を目指す。

また、生活面においても母親と連携し、基本的な生活習慣の獲得を目指す。

(エ) 母子生活支援施設入所児童（中・高校生）に対し、学力向上支援として、特別育成費等の制度を利用し、家庭教師の配置や学習塾の費用を負担することで学力向上だけでなく、家計への負担軽減も図る。

(オ) 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することにより、子どもの自立を支援するため心理カウンセラーを配置している。

現在は週2回、心理療法が必要と思われる児童にカウンセリングと遊戯療法を実施している。また人間関係修正を図るため生活場面にも常勤

の心理士を配置する事で、より生活に密着した形でのセラピーを実施している。その他にもカウンセリングを希望する母親へも心理療法を実施する事で利用者への心的ケアの充実を図っていく。

心理療法を取り入れる事により、児童や母親の抱える問題がより鮮明となり、施設での支援のみならず、学校や児童相談所等の関係機関とも連携を深める事により、総合的な支援に努める。

また、心理療法を受けている利用者や必要性を考えられる利用者については、心理担当職員を担当に加え、積極的に自立支援計画にも参画させることで、専門的支援が必要な利用者への対応にも配慮している。その他にも職員との勉強会を設け、職員間の認識の共通化やスキルアップを図る。

(カ) 若年母子の施設利用の増加に比例し、乳幼児の入所も増える傾向にあり、施設内保育の充実は運営の面からも重要である。利用者の中には、育児不安や養育能力が脆弱な母親も増えており、施設内保育の利点でもある母子それぞれへ支援を提供することで、育児不安やストレスの軽減を図ると共に、保育者と母子と一緒に保育をするペアレントトレーニング等を積極的に取り入れる事で、悪循環に陥る前の支援強化を図る。

また、施設内に体を動かして遊べるようなスペースがないため、西棟屋上のスペースに遊び場を設置し、子どもの成長に必要な体を使った運動や遊びが外部に出なくても施設内で行えるよう整備するとともに、外部の保育園へ通園している子どもに対しても、病後児保育等の預かり保育を積極的に実施し、仕事と育児の両立が保てるよう援助する。

給食についても、旬の食材や陶器の食器を使うことで食への関心や物を大切にする等の食育にも力を入れていく。

(キ) 近年、母子家庭の貧困が社会問題化してきており、母子生活支援施設を利用している世帯の平均収入を見ても、「最低限の収入水準」より下回っており、深刻な問題となっている。

この問題の影響が、子どもの学力低下や不適切な養育に繋がっていると指摘されており、実際に母子生活支援施設入所児童をみても低学力児や朝食を食べずに登校している子ども達があり、中でも朝食の欠食問題は、新聞やマスコミで取り上げられている。

これらの事を踏まえ、学習面では、学習指導費の利用や学習ボランティアの導入、健康管理面からは、母親への料理教室等を利用した食育の充実と朝食を食べる事の出来ない入所児童への朝食提供等を室見察と検討し、積極的に取り組んでいく。

ウ アフターケアについて

退所後も様々な課題等から虐待の危機が高まり、母親の仕事が続かないなど、家庭問題を抱えた状況にあることが多く、継続的な家庭支援の観点からもアフターケアの充実を図ると共に、学校を含めた関係機関との連携強化に努める。

エ 地域との交流について

地域に基盤を持つ施設にとっての地域交流を更に展開するために、夏祭り・餅つき大会等の施設内行事にも積極的に参加を呼びかけ、施設に対する正しい理解・認識の促進を図り、地域交流スペースの運営に努める。

オ ボランティアについて

各種のボランティアを受け入れ、利用者の生活支援補助及び、行事・学童保育補助を受け支援の更なる充実を図る。

カ 防災訓練の強化について

利用者の安全と財産を守るためにも、総合避難訓練・夜間避難訓練及び学童への毎月の訓練を実施しているところであるが、先の福岡西方沖地震・東日本大震災の経験から火災のみならず、地震への対応も踏まえ訓練の強化を図る。